

令和6年9月24日

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程をここに公布する。

一宮市病院事業管理者

松 浦 昭 雄

一宮市病院事業部管理規程第12号

一宮市病院事業職員就業規則の一部を改正する規程

一宮市病院事業職員就業規則(平成19年一宮市病院事業部管理規程第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(医師の指定) 第12条 第10条の ____場合において管理者が必要と認めるときは、その指定する医師に診断させることができる。 (始業及び終業時刻) 第19条 職員の始業時刻及び終業時刻は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、業務その他の都合により、管理者は、2時間の範囲内において、これを繰り上げ、又は繰り下げることができる。 【別記 参照】 (宿日直勤務) 第22条 略 2 管理者が宿日直勤務を命ずる職員は、次のとおりとする。 (1) 略 (2) 薬剤師、診療放射線技師及び臨床検査技師 (3) 略 3 略 4 第2項各号に掲げる職員のうち、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、管理者が特に指定する場合を除き、宿日直勤務を命じないものとする。 (1) 新たに採用された者で、 <u>採用の月から1か月</u> を経過しないもの	(医師の指定) 第12条 第10条若しくは第11条の場合又は第35条に規定する病気休暇を取得しようとする場合において管理者が必要と認めるときは、その指定する医師に診断させることができる。 (始業及び終業時刻) 第19条 略 【別記 参照】 (宿日直勤務) 第22条 略 2 略 (1) 略 (2) 薬剤師、診療放射線技師、 <u>臨床検査技師及び臨床工学技士</u> (3) 略 3 略 4 略 (1) 新たに採用された者で、 <u>採用の日から2週間</u> を経過しないもの

(2)・(3) 略	(2)・(3) 略
-----------	-----------

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

勤務の種類	従事する職員	区分	始業時間	終業時間	
略					
交替勤務	病棟等に勤務する助産師、看護師、准看護師等 (管理者が指定する職員を除く。)	2交替	日勤	午前8時30分	午後5時15分
			遅出勤	午前11時30分	午後8時15分
			夜勤	午後4時30分	午前9時
		変則2交替	日勤	午前8時30分	午後5時15分
			ロング日勤	午前8時30分	午後9時30分
			遅出勤	午後0時	午後8時45分
			夜勤	午後8時	午前9時
		3交替	日勤	午前8時30分	午後5時15分
			遅出勤	午後0時30分	午後9時15分
			準夜勤	午後4時30分	午前1時15分
			深夜勤	午前0時30分	午前9時15分

改正案

勤務の種類	従事する職員	区分	始業時間	終業時間	
略					
交替勤務	医師、薬剤師、医療技師、 <u>医師</u> 助産師、看護師、准看護師 (管理者が指定する職員を除く。)	<u>医師</u>	<u>日勤</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午後5時15分</u>
			<u>ロング日勤</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午後7時00分</u>
			<u>①</u>		
			<u>ロング日勤</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午後7時15分</u>
			<u>②</u>		
			<u>ロング日勤</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午後9時15分</u>
			<u>③</u>		
			<u>日夜勤①</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午後11時00分</u>
			<u>日夜勤②</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午前8時30分</u>
			<u>準夜勤</u>	<u>午後5時15分</u>	<u>午前2時00分</u>
			<u>夜勤</u>	<u>午後5時15分</u>	<u>午前8時30分</u>
	<u>薬剤師</u> <u>医療技師</u>		<u>日勤</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午後5時15分</u>
			<u>ロング日勤</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午後9時30分</u>
			<u>日夜勤</u>	<u>午前8時30分</u>	<u>午前8時30分</u>
			<u>遅出勤</u>	<u>午後0時30分</u>	<u>午後9時15分</u>
			<u>準夜勤</u>	<u>午後5時15分</u>	<u>午前1時30分</u>
			<u>夜勤</u>	<u>午後5時15分</u>	<u>午前8時30分</u>

		助産師	日勤	午前8時30分	午後5時15分
		看護師	ロング日勤	午前8時30分	午後9時30分
		准看護師	遅出勤①	午前11時30分	午後8時15分
			遅出勤②	午後0時00分	午後8時45分
			遅出勤③	午後0時30分	午後9時15分
			遅出勤④	午後1時15分	午後10時00分
			準夜勤	午後4時30分	午前1時15分
			深夜勤	午前0時30分	午前9時15分
			夜勤①	午後4時30分	午前9時00分
			夜勤②	午後8時00分	午前9時00分

付 則

この規程は、令和6年10月1日から施行する。